

家族と福祉

—「家族を重視した福祉」からの脱却—

江 釣 子 由 萌

目次

はじめに

1. 日本における福祉と家族
 1. 1 福祉レジームの4類型
 1. 2 家族を重視した福祉の2つの特徴
2. 家族を重視した福祉の成立
 2. 1 前近代の家父長制とケア
 2. 1. 1 古代：家父長制成立以前の家族
 2. 1. 2 中世・近世：家父長制確立・強化期の家族
 2. 1. 3 近代・現代：家父長制解体期の家族
 2. 1. 4 家父長制下のケア
 2. 2 家族を主なケアの担い手とする福祉の成立
 2. 3 男性稼ぎ主モデルを想定した福祉の成立
 2. 3. 1 男性稼ぎ主モデルの成立と変化
 2. 3. 2 男性稼ぎ主モデルを想定した福祉の成立
3. 家族を重視した福祉の問題
 3. 1 2つの特徴が持つ問題
 3. 1. 1 家族を主なケアの担い手としている問題
 3. 1. 2 男性稼ぎ主モデルを想定している問題
 3. 2 状況の変化と問題の深刻化
4. 家族を重視した福祉からの脱却
 4. 1 ケアの社会化
 4. 1. 1 ケア労働の社会化とケア費用の社会化
 4. 1. 2 家族を「主な」ケアの担い手から解放するには
 4. 2 個人単位の福祉
 4. 2. 1 個人単位の福祉と課題
 4. 2. 2 男性稼ぎ主モデルを想定した福祉を脱却するには
5. 家族とは何か

おわりに

参考・引用文献

図表

はじめに

私が早稲田大学文化構想学部に入學した理由は、日本の貧困問題について学びたいと考えたからだ。同時に、様々な問題を総合的に捉えることのできる学部の特徴に惹かれ、入學を決めた。この学部の特徴により、貧困問題のみに関心を持っていた私は、ジェンダー、セクシュアリティ、障害、労働問題、その他マイノリティ差別など、その他の様々な問題にも興味を持つようになる。

様々な問題について学ぶうちに、多くの問題が「家族」と関係していることに気が付いた。一方福祉制度を学ぶ中で、福祉が家族を、男性稼ぎ主モデルであり、ケアの主な担い手であると考えていることも分かった。福祉がこれらの 2 つの特徴を前提として家族を重視していることで、家族のもつ問題はより深刻になっていると感じた。

なぜ福祉は家族を重視するようになったのか、また、具体的にどのような問題があり、どのような代替案があるのか。本論文では文献や公的機関の統計をもとにそれらを論じ、最後に、今後家族をどのように捉えていけば良いか検討する。

本論文の目的はふたつある。第一に、福祉が家族を重視するようになった経緯を明らかにすることである。第二に、現在の福祉に代わる方法を模索することである。第 1 章では日本の福祉の世界的な位置づけと特徴を整理し、第 2 章でその成立過程を確認する。第 3 章では現在の福祉の問題点を探る。それらを踏まえ、第 4 章で脱却方法を考察し、本論文の結論とする。その上で第 5 章として、「家族」とは何かについて論じる。

1. 日本における福祉と家族

本章では日本における福祉の特徴について整理する。1 節では、福祉レジームという概念を用いて日本の福祉の世界的な位置づけを確認する。2 節では、家族と福祉の関係に焦点を絞り、日本の福祉の特徴を確認する。

1. 1 福祉レジームの 4 類型

福祉レジームとはエスピン・アンデルセン (Esping Andersen1999=2000) が提唱した概念だ。彼は、脱商品化、社会的階層化という 2 つの指標を用いて、福祉国家を分類した。脱商品化とは、社会政策によって、労働者が労働力を売らなくても生活できるようにしている度合いのことをいう。(高柳 2018:197-199) この度合いは、失業・疾病保険、年金、生活保護などの受給資格、給付条件、給付水準によって決まる。従って、脱商品化度が高いということは、これらの所得保障の給付条件が寛大で水準も高く、労働市場から離れても生活が保障されやすいということを意味する。(辻 2012:16) また、社会的階層化とは、福祉政策が階層化や連帯をもたらす度合いのことを示す。アンデルセンは、これらの指標によって、福祉国家は社会民主主義レジーム、自由主義レジーム、保守主義レジームの 3 つに分類されるとしている。(Esping Andersen1999=2000:116)

この理論に対し、主にフェミニズムの領域から不十分だと批判があった。人々の福祉は国家と市場だけでなく、家族、特に女性が労働者や病人、高齢者、乳幼児などのケアを行うことによって成り立っており、アンデルセンの 2 つの指標ではこの視点が欠けているというのである。(新川 2011:13)

この主張を受けて理論を展開したのが、新川敏光 (2011, 2015) だ。新川は、家族が福祉を担っているという視点を踏まえ、福祉レジームを、脱商品化と脱家族化という 2 つの指標で類型化した。(新川 2015:4) 脱家族化もアンデルセンが提唱した考え方で、福祉国家からの給付や市場からの供給によって、家族の福祉やケアの責任が緩和される度合いのことをいう。(高柳 2018:208) この度合いは、家族サービスへの支出が GDP の中で占める割合、子どものいる家族への助成、公的な保育ケアの普及、高齢者に対するケアによって決まる。

(Esping Andersen1999=2000:97-98) 従って、脱家族化が高いということは、家族の担う福祉が少なく、人々が必ずしも家族を形成しなくとも生活できるということである。これらの 2 つの指標を用いると、脱商品化と脱家族化が共に高い社会民主主義レジーム、脱商品化は低い脱家族化が高い自由主義レジーム、脱商品化は高い脱家族化が低い保守主義レジームに加え、脱商品化と脱家族化がともに低い家族主義レジームという第 4 類型が現れる。(新川 2015:4) (図 1-1) 日本は、新しく登場した家族主義レジームに属する。

日本の福祉の特徴に移る前に、辻 (2015:16-25) を参考にその他の 3 つの類型について説明する。まず、社会民主主義レジームでは、税金の負担が重い一方、包括的な社会保障が行われている。それによって家族の負担は軽減され、労働者の労働市場からの退出の権利も保証される。自由主義レジームでは、年金や医療保険などの社会給付は私的市場で行われ、そこから零れ落ちた人々のみミーンズテスト付きの公的扶助でカバーするというように、社会保障が二元化している。家族の担うケアは少ないが、市場で安価なサービスを購入するという形で代替しているため、費用を賄うための労働が前提となっている。保守主義レジームでは寛大な社会保障政策をとっており、脱商品化が進んでいるものの、保育などの社会サービスの整備は不十分で、家族が主なケアの担い手となっている。社会民主主義レジームにはスウェーデンやデンマークなどの北欧諸国が、自由主義レジームにはアメリカやカナダなどのアングロサクソン諸国が、保守主義レジームにはドイツ、フランスなど大陸ヨーロッパ諸国が含まれる。(表 1-1)

日本の属する家族主義レジームは、脱商品化と脱家族化がともに低い。つまり、労働しなければ生活しづらく、また、家族を重視しているレジームである。日本のほか、イタリアなどの南欧諸国や韓国などが含まれているが、南欧と日本・韓国の間には福祉の供給度合いに差がみられる。(新川 2011:17-18) 日本・韓国では特に、できるだけ公的支援には頼らないという考え方があり、生活は労働や家族に頼っている。(笹沼 2018:105) (表 1-1)

本論文では、家族と福祉について考察するため、脱家族化の指標のみに絞って論じる。脱家族化が進んでおらず、家族がケアの多くを担っている日本の福祉を「家族を重視した福祉」と呼び、特徴や成立過程、問題点を詳しくみていき、脱却方法の考察に繋げる。¹

¹ 新川 (2011) による福祉レジームの類型では、家族主義レジームのほか、保守主義レジームも脱家族化していないとされる。そのため本章で指摘する点は、家族主義レジームを想定しているが、保守主義レジームにも当てはまる場合もある。

1. 2 家族を重視した福祉の2つの特徴

まず、家族を重視した福祉の特徴について考察する。この福祉は、2つの特徴を持っている。

第一に、家族はケアの主な担い手として重視されている。(辻 2012:5, 36) それを分かりやすく示す言葉に、「自助、共助、公助」というものがある。順番が重要な言葉で、できる限り自助、もしくは共助によって福祉を行い、公助には頼らないというのがその考え方である。(笹沼 2018:105)

教育と介護はその顕著な例で、その多くが家族によって行われている。例えば、介護では在宅でのケアが重視される。また、保育園への入所は、親が日中就労するなどして「家庭で保育ができない場合」にのみ行われる。(辻 2012:159) ひとり親家庭に支給される児童扶養手当も、所得制限がある、手当の受給期間が5年を超える場合には減額されるなど支給要件が厳しい。(藤間 2017:106-107) 実際に、社会保障給付費における割合は、介護関係は8.4%、児童関係は保育園などの就学前教育や児童手当、児童扶養手当などを合わせても7.7%と、非常に低くなっている。²他にも、最後のセーフティネットである生活保護制度では親族に扶養の可否を照会する仕組みがあり、家族の扶養が福祉に優先している。(後藤 2018:411) ケアの主な担い手は家族であり、国家による福祉はそれを補填する役割にすぎないのである。

第二に、家族は男性稼ぎ主モデルであると想定されている。男性稼ぎ主モデルとは、男性が一家の稼ぎ手となり、女性が家庭を守る家族の形である。まず、企業が、家族を養う賃金のほか、職域別の社会保険制度や、長期雇用と年功序列賃金という雇用システムを男性にもたらし。女性は労働市場においてはあくまで柔軟な労働力として雇用されており、その大半は正社員の男性と結婚して家族のケア労働を引き受けることが期待される。企業が男性に対し家族を養う賃金を渡すことと引き換えに、女性には高齢者や子どものケア、社会化といった、次の労働力を作り出す再生産責任が委ねられるのだ。(辻 2012:35) 福祉はこの家族の形を前提としている。例えば、国民年金第二号被保険者の配偶者である第三号被保険者は、1年間の給与収入が130万円を超えない限り、自分で保険料を負担しなくても年金の支給を受けられる。また税制では、1年間の給与収入が103万円以内の配偶者がいる場合、扶養者の所得税と住民税の負担が軽くなるという仕組みがある。³このように、福祉制度は男性稼ぎ主モデルを想定して作られている。

以上、家族にケアの主な負担を担わせていること、男性稼ぎ主モデルを想定していることの2つの特徴を確認した。続く2章から4章では、これらの2つの特徴を手掛かりに論じていく。

² 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計（平成29年度）」
http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/fsss-h29/fsss_h29.asp (2020/01/29)

³ エン派遣 派遣コラム 「2019年版/扶養控除・扶養内について簡単にわかる！年収130万の壁って何？」 <https://haken.en-japan.com/contents/column/spouse-deduction/> (2019/12/4)

2. 家族を重視した福祉の成立

日本の福祉は「家族を主なケアの担い手としている」、「男性稼ぎ主モデルを想定している」という2つの特徴を持っていることを確認した。本章では、日本が家族を重視した福祉を行うようになった経緯について、2つの特徴に分けて論じる。

これらの特徴の成立には、前近代における家父長制が深く関わっている。家父長制とは、「家父・家長の支配権を絶対とする家族形態」⁴のことをいう。まず、家父長制の下で担われていたケアを国家が代替する形で福祉国家が成立し、その後日本は「家族をケアの主な担い手としている」福祉に変化した。また、家父長制は男性稼ぎ主モデル成立の前提となるイデオロギーを養う。家父長制の解体と同時に男性稼ぎ主モデルの成立が起こり、「男性稼ぎ主モデルを想定している」福祉へと繋がる。

そこで本章では、2つの特徴の成立過程を確認する前に、第1節で家父長制とその下で行われていたケアについて確認する。続く第2節、第3節で、福祉国家成立後、日本が家族を重視した福祉に向かっていく様子を整理する。第2節で「家族を主なケアの担い手としている」という特徴が成立した経緯を、第3節で男性稼ぎ主モデルの家族が成立した経緯と、「男性稼ぎ主モデルを想定している」福祉が成立した理由を述べる。

2. 1 前近代の家父長制とケア

福祉国家成立前、武士や貴族などの支配階級では家父長制がみられていた。この家族の形は、中世から近世にかけて確立・強化され、近代から現代にかけて解体していった。⁵家父長制の成立と解体の流れと、その下で行われていたケアについて、服藤（2011）を元に整理する。

2. 1. 1 古代：家父長制成立以前の家族

家父長制成立以前の家族では、支配階級においても個人の恋愛による結婚が行われ、夫婦は平等であった。

まず、結婚は恋愛と直結したものであった。ただし、現代のように恋愛ののちに結婚があるという形ではなく、恋愛とほぼ同時に行われている。例えば、『古事記』のなかの神話では、一目惚れによって開始された性関係が結婚として描かれた。このように、どこまでが恋でどこからが結婚なのかの別がつけにくく、恋の終わりが結婚の終わりだったともいえる。また、結婚を決めたのは男女であり、親は事後報告を受けるだけであった。親よりも村落共同体からの承認が重要であったと考えられている。

⁴ 広辞苑より引用。

⁵ 本論文では、日本の時代は原始、古代、中世、近世、近代の5区分に分けられ、原始は旧石器時代から弥生時代、古代は飛鳥時代から平安時代中期、中世は平安時代末期から安土桃山時代、近世は江戸時代、近代は明治維新以降第二次世界大戦終戦まで、現代はそれ以降をさすとする。

また、夫婦は平等であったと考えられている。例えば、結婚は男女の同意のみによって成立しており、離婚も夫婦双方から切り出すことができた。また、租庸調といった仕事は分担しており、財産や経営権も家族成員が個別に所有権を持っていた。さらに、子は父系、母系問わず氏を選び属することができた。

奈良・平安時代になり律令制度が整えられるようになるが、家父長制家族はすぐには成立しなかった。例えば戸籍が作られたが、これはあくまで租税などにおける管理に使用していたものだった。しかし、律令制度が徐々に家族に影響をもたらしていく様子も確認できる。例えば、10世紀後半に成立したとされる『宇津保物語』の中では、男女の財産に格差がみられている。また8世紀までは、男児・女児どちらの多産も同じく報奨されていたが、9世紀になると男児の多産を報奨する記事が歴史書に増えていく。

古代は、個人の恋愛によって形成される、夫婦が平等な家族がつくられていたが、律令制度下で家父長制の家族へと少しずつ移行していった時代であった。

2. 1. 2 中世・近世：家父長制確立・強化期の家族

古代末期にその萌芽のみられた家父長制は、中世に確立され、近世に強化されていった。

中世の家族は、傍系親族や非血縁の者を含み、多くの隷属民を抱える大家族であり、家長が、妻に夫権、子どもに父権、下人らに主人権を発揮して、家族の構成員を支配していた。中世の間、徐々に家父長制が確立されていく様子が確認できる。

平安時代後期はまだ女性の発言力も大きく、夫を補佐して家の経営に関わったり、夫の没後に家を代表したりしていた。また、嫡子が家を継承する意識が強まるものの、家の財産は庶子や女子にも分割相続され、新たな家を興すことも可能だった。また、平安時代半ばから後半にかけては、婿取婚が行われていた。これは、妻の家で儀式を執り行なって妻の家に住み、一定期間を経て新宅に移るという形の結婚で、妻が夫の親とは関わり合いを持たないものだ。また、子どもは父の氏になったが、夫婦は別姓であった。鎌倉時代には嫁取婚が始まり、室町時代にはこれが拡大する。嫁取婚とは、夫の家で儀式を執り行い、結婚後新婦はそのまま夫方に居住する形だ。鎌倉時代は、夫の親夫婦が住居を移すなどしており、二世代の同居はなかったとされ、夫婦の名乗りは別姓のままであった。室町時代になると、夫の家での二世代の同居もみられるようになり、夫婦が同じ家の氏を使用する例もみられるようになる。家職・家産・家名・祖先祭祀を嫡子が単独で相続するようになり、新たな家の分立は見られなくなった。

このように、中世は時代の移り変わりと共に徐々に家父長制が確立されていった時代であった。ほかにも、様々な例から家父長制の様子を観察できる。例えば、男性から女性の父親への結婚の申し込みと了承が行われるようになった。また、離婚は夫からのみ可能となり、妻は夫の通いを待つだけの立場になった。さらに、男性が複数の女性と性関係を結ぶことは非難されないまま、妻の婚姻外の性関係のみ制約されていくようになる。

近世になると、家族の形は基本的に夫婦とその子を社会的単位とした小家族に変化する。この時代は、家父長制が強化された時代であった。

まず、幕府や藩主の許可を得て婚儀を執り行う、縁組許可制がとられる。そのため、役所から拒否されない相手である必要があり、男女の意思よりも相互の家での話し合い、なかでも家長の決定権が重視された。また、中世は必ずしも父子継承ではなく、兄弟や親族間でも

継承可能であったが、近世からは父系の男子相続が原則になっていく。妻は夫よりも一段低く見られており、離婚の協議に参加できるのは夫本人と妻の実父または実家の当主であり、親権も父親にあった。なお、嫡子を産むことの重要性を理由に、男性が妻に加え複数の妾と関係を持つことは正当化され、女性の婚姻外の異性関係は制限されていた。

このように、中世は家父長制が徐々に確立された時代、近世は強化された時代であったといえる。

2. 1. 3 近代・現代：家父長制解体期の家族

明治維新に伴い家父長制が解体されたかといえば、そう簡単には解体しなかった。むしろ、それまで支配階級のものであった家父長制を、庶民にも拡大する動きが見られる。

まず、世帯や家族を「戸」の単位で編成する戸籍法が定められた。戸主は男性が原則で、女戸主は男性のいない場合のみ認められた。また、1898年に成立した明治民法では男性に戸主権が認められる。戸主権には、家族の婚姻や養子縁組に対する同意権や子どもの親権など、それまで武士社会で行われていた家父長制を維持・拡大するための権利が付与された。

(立石 2018:77-78) また、家業の継続に必要な農地などは、嫡子、長子、男子を優先する相続制度であった。さらに、明治初期は妾が正式に認められ、夫の重婚も実質的に認められていた。そのため、妻の婚姻外性関係は姦通罪であり夫はこれを理由に離婚請求ができる一方、妻が夫に対し婚姻外性関係を理由に離婚請求することはできなかった。

一方で、個人を自由な契約主体とする考えも普及していく。それに大きな影響をもたらしたのは、20世紀に入ることの不況による、都市への労働者の流入だった。都市に流入した労働者は、夫婦中心の都市家庭を形成するようになる。また、それまではみだらとされていた恋愛結婚が誕生する。特に中等以上の教育を受けた新中間層と呼ばれる男女の中で行われ、親や友人の紹介やあっせんの元お見合いを行い、交際を経て相手を知ってから結婚した。都市への人口移動や都市における核家族の増加は、民法や戸籍法における家と現実の家族生活とのずれを生み、家制度の形骸化をもたらした。(利谷 2005:205) その結果、家の拘束力が弱まり、個人を自由な契約主体とする考えが台頭した。

このような新たな都市家庭の成立を受けて、民法は戸主権を制限し個人の自由を拡大する方向に改正されていく。1919年と1927年に改正要綱が答申され、戸主の権利の制限や妻の地位の向上、家督相続制度の緩和などが行われ、家族構成員の権利拡大が志向された。(立石 2018:84-85) また、世襲ではなく新しい職業に就く人が増えたことで、後継ぎを産むという妾の正当性が失われたこともあり、法から妾の名称は削除された。妻からの離婚請求も認められるようになる。

ただし実際には、その後日本が戦時体制へと突入していく中で、この時期の民法改正は現実化しなかったという。(立石 2018:84-85) 戦争の時代になると、徴兵の管理のため、また、「戦争する心」を作るため、家父長制は利用されるようになる。他の家族の構成員が戸主に恭順・服従するという家父長制の構造は、天皇に恭順・服従するという天皇制国家の総動員体制を支え、それを養った。(立石 2018:80-82)

最終的に家制度が廃止されたのは、戦後、日本国憲法が成立して以降であった。(立石 2018:85) 家族について規定した憲法第24条をもとに、家族に関する法律は戦後次々と改正された。24条は以下の条文で構成されている。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

これにより、家族の基礎は夫婦にあり、基本原理は個人の尊厳と両性の平等であることが示された。

憲法 24 条を受けて改正された家族に関する法律には、民法や刑法、戸籍法など様々なものがある。例えば民法では、夫婦は対等の権利と義務を持つことと規定されたことで、妻の相続権と離婚の際の財産分与の規定が新たに設けられ、親権に関する不平等な規定も改められた。また刑法では、女性のみ婚外の性交渉を禁じていた姦通罪が廃止された。さらに戸籍法では、戸主は廃止されて「戸籍筆頭者」が加えられ、一つの戸籍には夫婦と未婚の子だけが記載されるようになる。こうして、夫婦の不平等な規定は激減し、家族は夫婦単位ということが明確化された。戦前の家族のモデルであった家父長制は、日本国憲法の制定や法改正を経て、ようやく解体される。

ただし、明治初期から法律に反映されてきた家父長制の要素は、これで完全に払拭されたわけではない。例えば民法では、女性のみにも再婚禁止期間が定められている。結婚に際して夫婦はどちらかの氏を選択し、同一の氏を称さなければならない。また刑法では、身内を殺した場合に罪が重くなる「尊属殺人」が 1995 年まで残っており、女性の堕胎を罪とする「堕胎罪」は今も残っている。また、皇室典範には「皇位は皇統に属する男系の男子が、これを継承する」という条文があり、これも家父長制の名残だといえる。

2. 1. 4 家父長制下のケア

中世から近世にかけて拡大し、近代から現代にかけて解体していった家父長制だが、その下で、ケアは誰によってどのように行われていたのだろうか。

家父長制成立以前の古代は、介護や子育ては村落共同体の支えの下、家族で担われていた。村落共同体において高齢者は尊敬の対象であった。8 世紀の官人は、高齢親族への介護・看護を理由として、休暇が申請できたという。なお、その申請の範囲には父母だけでなく、叔父などの親族も含まれていた。子どものいない老人は困難を抱えたが、裕福な家に入り介護を受けることもできた。しかし、古代の村落共同体にほころびが見え始めると、高齢者の地位も不安定になっていく。9 世紀には、召使が重病になった時に追い出し餓死させる事例が貴族などの間で多発し、それを禁じる法が出された。子どもは生産と貢納の担い手として人口を増加するために重視されるが、死亡率が非常に高く、7 歳までの子どもは「いまだ人にあらず」と考えられ、死んでも親は喪に服さなかった。

中世は、家父長制が成立したことで、子どもに父親の官職や地位を継承させるという目的が生まれる。職を譲ることが親の老後の始まりであった。高齢者介護の主な担い手はその子どもであったが、それは愛情というよりも生活の保障のために行われていた。親は、老いた自分の世話や死後の供養を行うことと引き換えに、自身の資産を子に譲与したからである。

そのため、資産を持たない高齢者や世話をしてくれる親族のいない高齢者は、捨てられることも多かった。子育ては、乳父母や祖父母によって担われる。乳父母には女性の乳母だけでなく男性の乳父もあり、夫婦とともに養育にあたっていた。その場合、実の親の役割は子どものために良い乳父母を選ぶことであった。⁶7歳を過ぎると教育が行われ、10代の初めごろに成人式を行い、大人社会への仲間入りを果たした。また、古代と同様、7歳以下で死んだ子どもは正式な葬儀を行わないが、娘の死を諦めきれなかった親の記録も残っている。

近世は、家族が縮小したことや経済的状況により、捨て子や捨て病人が多くみられるようになる。近世でも、家督を息子に譲って隠居すると老後が始まる。老年になって仕事のできなくなった奉公人や老親を路上に遺棄するものが絶えなかった。また、2,3人以上の子どもが生まれた場合は堕胎や間引きで家族人数の調整がされた。江戸幕府第5代将軍綱吉の出した「生類憐みの令」では、動物の保護だけでなく、同時に捨て子・捨て病人の禁止も打ち出されている。子育ては中世と同様に、乳父母や祖父母によって担われていた。(今野 1988:30-31, 126-127)

ここで留意すべきは、介護と育児の期間である。家父長制の下では嫁が献身的な介護をしていたと考えられがちだが、実際は寿命が短く、長期的に発生する介護問題はなかった。出生児平均余命が50歳を超えたのは第二次世界大戦後になってからで、江戸時代の平均余命は、乳児死亡率の高さを差し引いても30歳程度であったと考えられている。(鬼頭 2000:174-176) また子どもである期間も短く、労働力として重視される側面が強かった。さらに、どの時代にも家族の担うケアを補佐する役割のものがおり、子どもや老人を捨てるという選択肢すらあったことから、ケアが特定の誰かに偏るということとはなかったと考えられる。

2. 2 家族を主なケアの担い手とする福祉の成立

前近代の封建的システムは近代以降の資本主義経済の発展と共に解体される。それに伴ってケアや生活保障を行うシステムは解体し、ケアを受けられない者や貧困階層が多くみられるようになった。また、家業家族の中の高齢者は三世代同居が多く、家業の一端や炊事、孫の子守を行うことで生活を維持してきた。しかし、家業のない月給生活家庭や日給生活家庭など、近代以降生まれた新しい家族の形ではそのようにいかず、国による年金という制度が登場する。さらに、人口増加と食糧危機も相まって、国家による所得補償の仕組みが必要になった。(金子 2005:11-12)

このような流れの中、福祉国家は、前近代の封建的コミュニティの担う福祉的役割を代替することで生まれた。(辻 2012:14) 具体的には、イギリスで第二次世界大戦中に出されたベヴァリッジ報告により、各国で「ゆりかごから墓場まで」保障する福祉国家像が追及されるようになった。ベヴァリッジ報告とは、所得補償制度の確立、社会保険と公的扶助の役割の明確化に加え、「国家が国民に対して保障する生活の最低限度」を示すナショナルミニマムという概念が提起されたものである。(高柳 2018:178) 日本も戦後GHQの忠告により、保

⁶ 親が全く子どもと接していなかったというわけではなく、直接子どもに教育していた記録も残っているが、あくまで育児の中心は乳父母によって行われていた。(栗山 2011:93)

護の無差別平等、扶助の国家責任の明確化、最低生活保障の3原則を生活保護法に取り入れたり、生活保障のための法律を立て続けに作って福祉三法体制を完成させたりなど、福祉国家への道を歩み始めた。(高柳 2018:187-189) しかしその後、脱家族化に進む国がある中で、日本では家族を重視した福祉を行う道を選ぶことになる。

まず、日本では福祉国家が成立していくと同時に、企業による福祉も拡大していったことに注目する必要がある。敗戦によって経済が破綻した日本では、経済復興、生産第一主義の中、国家福祉を拡大する余裕はあまりなかったため、企業福祉が他国と比較して大きく発展した。日本の国家の福祉は、企業福祉と同時に形作られていったため、企業福祉の存在を前提とした公私混合型という特徴を持つようになっていく。(新川・安・林 2015:17)

それでも 1970 年代まではこの企業福祉とそれに伴う家族によるケアに頼った状態を、福祉国家の遅れとして消極的にとらえていた。また、生産第一主義が国民生活の質を悪化させているという批判もなされる。(新川・安・林 2015:17) それを受け、1960 年代から 1970 年代の前半にかけ、福祉制度の拡充が目指された。1960 年代には、精神薄弱者福祉法、老人福祉法、母子福祉法が制定され、福祉六法体制が成立する。また、1961 年には国民皆年金体制と国民皆保険体制が成立した。さらに、1973 年には老人医療無料化を実施し、この年は「福祉元年」とまで呼ばれた。(佐々木 2018:327, 341) (高柳 2018:189-190)

しかし、老人医療無料化が実施された 1973 年、石油危機を契機に不況が始まり、福祉を拡大する路線は見直しを迫られる。政府は不況による公助の削減を目指し、そのために自助や共助を拡大し、軸としようとした。(浅野 2011:237) 例えば、1979 年に出された「新経済社会 7 か年計画」では、「個人の自助努力、家庭・近隣・地域社会等の連帯を生活保障の基礎とし、政府の公的保障を適正なものに保っていくこと」(高柳 2018:190) が主張された。また、1981 年の第二次臨時行政調査会第一次答申では、「小さな政府、増税なき財政再建」を目指すものとされ、各種補助を削減することが提言された。1982 年の第三次答申では、補助金などの整理や合理化が提案されている。その後も、在宅サービスが拡大されたり、福祉サービスの所得制限などが行われたりなど、公助を削減する傾向は続く。(高柳 2018:190-191)

これが、「家族を主なケアの担い手とする」福祉の成立の契機となった。公助の削減に伴い、それまで福祉国家の遅れとみなしていた企業福祉と家族によるケアが再評価されるようになる。(新川・安・林 2015:13, 17) 1978 年に出された厚生白書では、老親と子どもの三世代同居家族が「福祉における含み資産」と明記された。また、三世代同居を奨励するため高齢者に対する所得保障と住宅環境の整備を謳い、在宅における家族による介護を重視するようになる。(辻 2012:86) 社会保障の対象は、会社に頼れなくなり家族の力も弱まる、人生後半にシフトした。(宮本 2009:42) 実際に、2017 年度の社会保障給付費は、45.6%が年金、32.8%が医療と、高齢者に関する給付費が多くを占めている。⁷

⁷ 注 2 に同じ。

2. 3 男性稼ぎ主モデルを想定した福祉の成立

2. 3. 1 男性稼ぎ主モデルの成立と変化

家父長制の解体のきっかけとなった都市への人口流入は、男性稼ぎ主モデルの形成ももたらした。その後、男性稼ぎ主モデルの形は、変化し、今に至る。男性稼ぎ主モデルの成立には「主婦化」が、変化には「脱主婦化」がきっかけとなった。(落合 2014:535-536)

西欧では近代以降徐々に進んだ主婦化だが、日本では戦後、家父長制が解体し終わった1950年代後半から1960年代にかけて進んだ。(浅野 2011:204-205) 戦前まで、庶民層の多くは、農業で生計を立てていた。農業は女性と男性が一緒に働くのが当たり前であり、農作業の合間に授乳をするなど、家事や育児は生産活動と明確に分離したものではなかった。

(松木 2017:17) なお、この夫婦で働く状態は農家では長く続いており、1960年代頃までは農業の合間に子どもを入れておき、抜け出せないようにするための「いずめ」という物が残っていたという。(品田 2004:88-89)

近代になると、都市に働きに出る人が増加し、第一次産業従事者は減少する。この傾向は戦後さらに加速し、国勢調査によると、1920年には約54%だった第一次産業従事者が、高度経済成長期を経て、2015年には4%にまで減少した。(松木 2017:18)⁸一方、第二次、第三次産業は1960年代には過半数を占めるようになり、2015年には第三次産業のみでも71%を占めるようになった。(浅野 2011:230)⁹

都市に働きに出た人々が都市型家族を形成し、家父長制の解体に大きな影響をもたらしたことは1節で述べたとおりだが、この家族形態は男性稼ぎ主モデルの成立にも貢献する。産業革命期以降の都市部では、重工業の大工場による大量生産の仕組みが成立したことで、妻や子どもを養う収入のある男性労働者が現れた。(松木 2017:17-18) それにより、「夫は仕事、妻は家庭」という性別役割分業が可能になり、男性稼ぎ主モデルを基にした家族が広まる。この傾向は高度経済成長期に加速し、1970年代にピークを迎える。1960年には40%代だった25-34歳の専業主婦率が、1975年には55%を超えるなど、急激に上昇していく。

(岩上 2013:139) こうして、「男性稼ぎ主モデル」は日本の家族のモデルとして定着した。欧米でも家庭の役割は女性に偏る傾向があるが、特に日本や韓国など、家父長制の伝統を持つ国では、女性への集中度が高くなっている。その背景には、中世から近世にかけて形成されていった、家父長制的なイデオロギーの存在が考えられている。(袖井 1997:91-98)

脱主婦化は、アメリカのフリーダン (Friedan) が「名前のない問題」を提唱したころに起こる。「幸せな家庭の象徴であるはずの専業主婦たちが、夫や子供の世話をする豊かな家庭生活に必ずしも幸せを感じることができずにいる」(松木 2017:22) というこの問題は、西欧やアメリカで提起されるようになった。日本でも、夫に悩みを相談することができず、自分自身の生きがいの喪失感に悩む専業主婦が増えた。(浅野 2011:236) この「名前のない問題」は、第二波フェミニズムの発端となり、女性の社会進出に大きな影響をもたらす。(松

⁸ 総務省統計局「平成27年国勢調査 就業形態等基本集計結果 結果の概要」

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/kekka/kihon2/pdf/gaiyou.pdf>

(2019/12/15)

⁹ 注8に同じ。

木 2017:22) 日本では欧米にやや遅れて、1970 年代から第二波フェミニズムが起こった。
(牟田 2006:294) それに伴い「脱主婦化」が進む。

同時に、高度経済成長を経た日本の企業は、安上がりでフレキシブルな労働力を大量に必要としていた。(浅野 2011:234) そして子育てが終わった専業主婦の女性達は、大学・高校生のアルバイトと共にその都合のいい担い手となった。女性自身が感じた「名前のない問題」と、企業が労働力不足の解消を女性に求めたことが相まって、1975 年にはそれまで下がり続けていた既婚女性の就業率が上がり始め、逆に専業主婦率はさがり始める。(浅野 2011:234)

女性が労働の場に進出し、稼ぎ手となったことで、一見解体されたように見えた男性稼ぎ主モデルだが、女性の労働参加の現状を見ると未だに残っていることが分かる。例えば非正規労働者の割合は、2018 年の男性で 22.2%なのに対し、女性では 56.1%を占めている。¹⁰また、2016 年の有業者の仕事時間は、男性が 6 時間 49 分、女性が 4 時間 47 分と、男性が女性に比べ約 2 時間長くなっている。¹¹男性と女性の労働における地位は未だ不平等であり、家族の中で主な稼ぎ手になるのは男性、ケアを担うのは女性という価値観も根強い。(浅野 2011:244-245) これは、男性稼ぎ主モデルの「解体」ではなく「変化」であるといえるだろう。「男は外で働き、女は家を守る」という性別役割分業から、「男は 24 時間外で働き、女は家でも外でも働く」(浅野 2011:236) という分業の方法に変化したのである。

2. 3. 2 男性稼ぎ主モデルを想定した福祉の成立

日本で男性稼ぎ主モデルを想定した福祉が行われるようになった理由は、2 つある。

第一に、そもそも欧米発祥の福祉国家の中に、男性稼ぎ主モデルをもとにした家族と雇用依存する側面があった。先に述べたベヴァリッジ報告でも、その様子が読み取れる。この報告では、公的扶助と社会保障の役割を明確化し、基本的ニーズは社会保険、特殊なニーズは公的扶助で対応すべきという考えが示された。(高柳 2018:182) この内社会保険の対象となる基本的ニーズは、被用者、専業主婦、退職者などのカテゴリーごとに予めリスクを想定することで、対応していた。例えば、男性稼ぎ主が労働災害にあたり失業したりした時や、専業主婦が男性稼ぎ主と死別した時の、所得の中断などがそのリスクとして挙げられる。つまり、福祉は男性稼ぎ主モデルが成り立たなくなった時に代替するための機能を持っていたのである。(宮本 2009:45-47) それでも欧米はその後、社会保障を拡大していき、社会民主主義レジームや自由主義レジームに移行する国も見られた。しかし、日本は家族主義的福祉へと向かい、男性稼ぎ主モデルを重視する傾向が加速していく。その違いは何であったのだろうか。

第二の理由として、日本が「追いつき型の近代化」(宮本 2009:48) であったことが挙げられる。第二次世界大戦の敗戦国であった日本は、急速に経済成長を遂げた。そのため、社

¹⁰ 男女共同参画局 男女共同参画白書 就業をめぐる状況

http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r01/zentai/html/honpen/b1_s02_01.html (2019/12/8)

¹¹ 総務省統計局「平成 28 年 社会生活基本調査の結果 生活時間に関する結果」

<http://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/pdf/gaiyou2.pdf> (2019/12/19)

会保障よりも経済成長に直結する雇用保障に力点を置いていた。経済成長を確実なものとするため、男性稼ぎ主モデルを採用し、安定した雇用と企業福祉と、それを支える家族によるケアを拡充するに至ったのである。（宮本 2009:48）改めて福祉レジームの類型とそれに属する国を見てみると（表 1－1）、日本と同様第二次世界大戦の敗戦国であったドイツやイタリアは、保守主義レジームや家族主義レジームに属している。

こうして、もともと福祉国家に雇用と家族を前提とする構造があったことと、日本が経済成長のために男性稼ぎ主モデルを利用したことが相まって、「男性稼ぎ主モデルを想定した」福祉が行われるようになった。（宮本 2009:48）

家族を主なケアの担い手とする福祉が確立した 1970 年代後半以降は、男性稼ぎ主モデルをさらに拡充させようという動きがみられる。1980 年代に入ると、国民年金における第三号被保険者制度、贈与税や所得税の配偶者特別控除など、専業主婦のいる家族を優遇する策が整備されていった。（浅野 2011:238）また、この時期以降の政府の文書には、「母親のプロ意識」、「専業主婦の自信と誇りの確立」という言葉が頻繁にみられるようになった。（辻 2012:86）男性稼ぎ主モデルの形が変化した今、この傾向は、妻が非正規労働者である家族を優遇するという形で残っている。

3. 家族を重視した福祉の問題

1 章で特徴を確認し、2 章で成立過程を確認した家族を重視した福祉だが、この福祉は様々な問題を抱えている。本章では、その問題点を整理する。まず第 1 節では、先に述べた「家族を主なケアの担い手としている」、「男性稼ぎ主モデルを想定している」の 2 つの特徴に分けて、家族を重視した福祉の持つ問題を洗い出す。その上で第 2 節では、家族を重視した福祉の現状を整理する。日本の労働や家族の状況の変化により、これまでは維持できていたこの福祉が限界に直面しており、更に問題が深刻化していることについて、確認する。

3. 1 2 つの特徴が持つ問題

3. 1. 1 家族を主なケアの担い手としている問題

家族を主なケアの担い手とすることは、担い手の負担増と、福祉が必要な人の利用阻害という 2 つの問題をもたらす。

まず、ケアの実際の担い手の負担が膨大になる。家族を重視した福祉において、家族がケアの多くを担っていることは 1 章で述べたとおりだが、そもそも近代家族はプライバシーの領域として、自閉するという特徴も持っている。（上野 2009:13）さらに、ケアは他者指向性を持ち、同時に自己犠牲的な特徴を持っている。（松島 2016:222-223）家族がこれらの特徴を持つにも関わらず、家族に主なケアの担い手としての責任を負わせることで、共同体による援助をほとんど受けず、孤立した家族の中で、ケアの担い手が責任を一身に受け止め、苦しみ状況が生まれている。（野田 2017:51）この状況は、虐待などの暴力に転嫁する危険性もはらんでいる。（松島 2016:222-223）なお、男性稼ぎ主モデルを想定しているため、負

担の担い手の多くは女性になっている。女性の負担増は経済的・人間的自立の足かせになるという議論もされている（鈴木 2001:7）が、詳しくは次項で述べることにする。

第二の問題は、家族を主なケアの担い手とすることで福祉が必要な人の利用が制限されることだ。先に述べた保育園の利用条件など、家族がいることで介護や保育の利用が制限される。他にも例があるが、ここではその例の 1 つとして生活保護制度を挙げる。生活保護制度には 4 つの原理があり、その中に「保護の補足性の原理」が含まれている。これは、扶養義務者からの扶養を含めた、生活保護以外の資産や能力を活用することを、制度利用の要件とするもので、家族のケアが福祉に優先することが読み取れる。ここでの扶養義務者とは、民法 877 条に規定されたもので、絶対的扶養義務者（直系血族と兄弟姉妹）と、相対的扶養義務者（三親等内の親族で家庭裁判所が特に扶養を負わせたもの）をさすが、扶養義務者の扶養は保護に優先するのみで、保護を受給するための要件ではない。（後藤 2018:409）しかし、実質的には家族の扶養能力が重視されており、2012 年には有名お笑い芸人が生活保護を受給する母親を扶養していなかったことを、国会議員が大々的に批判したこともあった。このことは利用の制限に繋がっており、事実をもとにして生活保護の実態を描いた漫画では、保護を受けるにあたって親族に扶養の照会がされることを恐れ、自殺を図ろうとした事例が紹介されている。（柏木 2016）また日本には、生活保護制度が家族の自律性を損ない、勤労や扶養が行わなくなることの危惧する議論がある。従って、介入の対象は何らかの点において欠落欠損のあるとされた家族を基本としている。（菊地 2013:47-52）実際に、現在生活保護制度を受けている家族は 76%が高齢者世帯、傷病・障害者世帯といった、稼働能力がないか低く、自立可能性の低いものばかりになっている。（後藤 2018:432）このように家族のケア能力の重視は、制度利用の障害として機能している。これらの背景のもと、制度から給付を受けることができずに困難に直面している人々が大勢おり、生活保護制度の捕捉率¹²は 15~20%程度だとされている。（湯浅 2009:28）

3. 1. 2 男性稼ぎ主モデルを想定している問題

男性稼ぎ主モデルを想定しているという特徴によっても、女性の自立の阻害、「ふつう」から離れた家族の困難という 2 つの問題が生まれている。

第一に、男性稼ぎ主モデルを想定することで女性の自立が阻害される。これは、年金保険・医療保険における第三号被保険者や、税制における扶養控除などの、男性稼ぎ主モデルに近づける福祉の仕組みによって引き起こされる。これらは一般に、「103 万円の壁」、「130 万円の壁」などと呼ばれており、他にも、「150 万円の壁」、「201 万円の壁」など、様々な「壁」が存在する。¹³働かない方が得になるという制度は、女性の就労を妨げ、男性の賃金に依存させる効果を持つ。（松信 2016:238）同時に、女性にケア労働を担わせる効果を持ち、1 項で述べた負担の多くは女性が担うことになっている。例えば、2016 年における 6 歳未満の子どもを持つ世帯の夫婦の育児時間は、夫が 1 週間あたり 49 分なのに対し妻は 3 時間 45

¹² 捕捉率とは、実際に生活保護基準以下で暮らす人たちのうち、どれだけの人たちが生活保護を受けているのかを示す指標である。（湯浅 2009:28）

¹³ 注 3 に同じ。

分になっている。共働き世帯に絞っても夫が 16 分、妻が 56 分とその差は大きい。¹⁴また高齢者介護でも、同居の主な介護者のうち 66%は女性が占めている。¹⁵日本家族学会の行った「全国家族調査」によれば、父親の育児参加の現状は増加しているとはいえず、むしろ減っている可能性すらある。(松田 2016:104) 男性稼ぎ主モデルを想定していることは女性の就労の制限とケア労働の負担を進め、ケア労働の負担はさらに女性の家事労働の強化や就労の妨害につながる。こうして、女性の自立は制限されてしまう。(鈴木 2001:7)

第二に、男性稼ぎ主モデルを想定することは、そうでない家族が困難を抱えることに繋がる。浅野 (2011) は次のように述べる。

民法改正に伴って制定された、家族手当や配偶者控除、年金制度の第三号被保険者制度、遺族年金などの諸制度は、家族と生活を維持するために設けられたものであったが、個人単位で人々の生活を保障するのではなく、世帯を単位として作られた賃金制度、年金制度、税制度、社会保障制度であったため、「ふつうの家庭」とは異なった人生を選択した人々には利用できない制度となっている (浅野 2011:229)

第三号被保険者制度や配偶者控除は、一定所得以下の配偶者のいる家族を対象とした仕組みであることは先に述べた。従って、夫婦共働きの家族やひとり親家族は制度を利用できない。また結婚には、法的保護の手厚い順、国家による管理が強い順に、「法律婚」、「法律婚に準ずる地位を認める諸制度による結婚」、「事実婚」の 3 つの形がある。(大山 2016:172) 家族単位の福祉は基本的に法律婚の家族に対し行われるため、法律婚以外の家族は制度の利用に制限がかかる。例えば、事実婚では税制の配偶者控除を受けることが出来ない他、厚生年金の分割が出来ないなどの制約がある。また、登録パートナーシップ制度は法的拘束力を持たないため、民間のサービスの利用が可能となっても公的な福祉サービスを家族で受けることはできず、控除などは受けられない。¹⁶直接的な制約以外にも、ひとり親家族など男性稼ぎ主モデルから離れた家族は、男性稼ぎ主モデルを理想としたことで生まれた長時間労働や、ケア労働の負担、女性の就労のしにくさにより、経済面の困難を抱えやすくなっている。(菊地 2016:202-205) 2016 年の国民生活基礎調査では、子どものいる現役世帯のうち、「大人が二人以上」の世帯では 10.7%の貧困率が、「大人が一人」の世帯では 50.8%となっている。¹⁷

¹⁴ 注 11 に同じ。

¹⁵ 厚生労働省 「平成 28 年 国民生活基礎調査の概況 VI 介護の状況」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/05.pdf>
(2019/12/15)

¹⁶ WOMAN SMART 「選ぶ結婚 事実婚と法律婚は何がどう違うのか」
<https://style.nikkei.com/article/DGXMZ002215490S6A510C1000000> (2019/12/16)、
ボクイキ 「同性パートナーシップ制度の疑問に答える。利用できる自治体は？どんなメリットがあるの？」
<https://bokuiki-reiji.com/2018/04/partner-ship/>
(2019/12/16) などを参考にした。

¹⁷ 厚生労働省 「平成 28 年 国民生活基礎調査の概況 II 各種世帯の所得等の状況」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/03.pdf>
(2019/12/15)

以上、家族主義的福祉を行うことによって起こる問題を、「家族を主なケアの担い手としている」、「男性稼ぎ主モデルを想定している」の2つの特徴に分けて論じた。他にも、障害者が大人になっても家族からケアを受け続け、自立できない問題なども起こっている。（土屋 2004:30）このように、家族を重視した福祉は本来多くの問題を抱えているのである。

3. 2 状況の変化と問題の深刻化

本来様々な問題を抱えている家族重視の福祉だが、1990年代頃まではまだ企業福祉や家族によるケアに支えられ、維持されてきた。しかし、近年の経済・家族の変化に伴い、維持が困難になり、問題が深刻化している。「家族を主なケアの担い手としている」ことは労働環境の変化によって、「男性稼ぎ主モデルを想定している」ことは家族の多様化によって、限界を迎えている。本節でも、家族を重視する福祉の2つの特徴に分け、社会状況の変化との不一致について論じる。

家族を主なケアの担い手とすることは、労働状況の変化によって限界を迎えている。（新川・安・林 2015:14-15）1990年代後半以降、非正規雇用者が増加し、企業福祉や長期雇用、年功序列賃金といった、女性が家庭でケアを担うための雇用の仕組みが成り立ちにくくなってきた。2018年における非正規雇用率は、男女ともに前年より増加した。¹⁸1990年に881万人だったその数は、2014年には1962万人と、2倍以上になっている。¹⁹非正規労働者への企業福祉は、正規労働者よりも手薄だ。厚生年金や健康保険は1週当たりの労働時間と1か月あたりの労働日数が正社員の4分の3以上であるか、週20時間以上の労働時間とその他一定の要件を満たした場合のみ加入の対象となる（佐々木 2018:327-357）うえ、加入しない会社も多くある。（湯浅 2009:25）同時に、正規雇用の男性の賃金も伸び悩むようになり、妻が非正規雇用の仕事で家計を支える家庭も増えていく。（宮本 2009:44）

このように企業による福祉の力が低下や男女共働きの増加がみられるなか、家族を主なケアの担い手とし続けていれば、本来抱えていた問題はより深刻化する。企業福祉の力が低下しては、これまで企業福祉を前提として行われてきた家族のケアを維持するのは難しく、家族の負担が増加することが考えられる。また、男女共働きの中で、男性並みに働きながらケアを担う女性の負担は増加する。制度の拡大を図らなければ、共働きにも関わらず制度を利用できない家族が現れる。実際に、保育園の待機児童の問題が深刻になっている。

次に、男性稼ぎ主モデルを想定することは、家族の多様化によって限界を迎えている。（新川・安・林 2015:14-15）日本の福祉では、「ふつうの家族」として男性稼ぎ主モデルが想定されているが、その前提として、異性愛であることや「夫婦と未婚の子」から成ることが想定されている。（浅野 2011:231）現在は女性が非正規雇用で働く形の男性稼ぎ主モデルが維持されているものの、女性の正規雇用も増加しており²⁰、このモデルも維持が困難になるの

¹⁸ 注10に同じ。

¹⁹ 総務省統計局 最近の正規・非正規雇用の特徴

<https://www.stat.go.jp/info/today/097.html> (2019/12/8)

²⁰ 総務省統計局 「労働力調査（詳細集計）平成30年（2018年）平均（速報）」

ではないだろうか。また、「夫婦と未婚の子」という家族の形も、1986年には全体の41%を占めていたが、2018年には29%まで減少している。この中には成人に達した未婚の子も含まれており、中には長きに渡って親に生活を依存している者もいるため、「ふつう」に当てはまる家族はさらに少ないといえるだろう。(浅野 2011:232) また、親と同居する「三世帯世帯」も15%から5%まで減少しており、一方で、「単独世帯」は18%から28%、「夫婦のみの世帯」は14%から24%、「ひとり親と未婚の子のみの世帯」は5%から7%、「その他の世帯」も5.7%から6.6%と増加している。²¹さらに、近年は同性カップルに登録パートナーシップ制度を認める自治体が増えるなど、マイノリティとされてきた人々の権利を認める動きもある。

このように、家族は多様化し、「ふつう」に当てはまらない家族は増加している。その中で男性稼ぎ主モデルを想定した福祉を維持しては、制度を利用できない家族は増加の一途をたどるだろう。困難を抱える人々が増えることは想像に難くない。

2章で確認した通り、日本の家族を重視した福祉は企業福祉と家族によるケアによって支えられてきた。しかし、近年の労働の不安定化や家族の多様化により、成り立たなくなっているといえる。(新川・安・林 2015:11-12) その結果として、具体的に表れている問題が、「少子化」だ。労働環境が変化する中、家族をケアの主な担い手として重視し続けることで、女性にはケアの負担が、男性には経済的な負担が大きくなる。その結果、過度の負担を避けるため、子どもを持つこと自体を避けてしまう。(野田 2017:53) 福祉レジームを初めて提唱したエスピン・アンデルセン(1999=2000)も、家族主義が、失業などの現象と結びつくと、福祉責任を担えない若者たちの自立、家族形成、出産が遅れることが考えられるとしている。(Esping Andersen 1999=2000:225) また、家族が多様化する中で男性稼ぎ主モデルのみが優遇される制度をとることで、家族を作ることへのハードルを高めてしまう。日本では、多くの人が子どもを法律婚の下で産み育てている。スウェーデン、フランスなどでは非嫡出子の割合が50%を超えており、OECD加盟国の平均でも40%を超えているが、日本では2015年で5%にも満たず、韓国に次いで低くなっている。1970年から20%ほどの変化を見せている他国に対し、日本はほとんど変化していない。²²このような状況では、子どもを増やすためには結婚を増やす必要が生じる。(大山 2016:172) しかし、男性稼ぎ主モデルを前提としているため、女性は十分な収入のある相手が見つかるまで、男性は十分に家族を養うことができるようになるまで、結婚を先延ばししやすい。(松木 2017:25) 実際に、イタリア、ドイツ、韓国、日本など、出生率に回復傾向がみられない国々は、いずれも家族主義の強さが指摘されている。出生率の回復している国々では、子育て支援が広く行われており、また、非嫡出子が多い。逆に、支援が少なく、結婚と出産が連動している国ほど、少子化に陥りやすい。(永田 2017:35)

家族を重視することは様々な問題点を抱えていることを知りながら、家族を主なケアの

<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/nen/dt/pdf/index1.pdf> (2019/12/16)

²¹ 厚生労働省 「平成30年国民生活基礎調査の概況」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa18/index.html> (2019/12/8)

²²OECD, “Share of births outside of marriage”, “Family Database”

http://www.oecd.org/els/family/SF_2_4_Share_births_outside_marriage.pdf
(2019/12/16)

担い手として重視し、男性稼ぎ主モデルを当然とする価値観を醸成することで、それを維持してきたのが日本の福祉であった。しかし、経済や社会の変化の中で、元々抱えていた問題が深刻化している。家族を重視する福祉は限界を迎えており、そこからの脱却が必要になっている。

4. 家族を重視した福祉からの脱却

本章では、様々な問題を抱え、限界を迎えている日本の福祉から、どのように脱却を図れば良いか考える。ここでも、家族を重視する福祉の2つの特徴に分けて、それぞれの特徴を克服するにはどのような福祉が求められるのか論じる。

4. 1. ケアの社会化

家族をケアの主な担い手から解放するには、ケアの社会化が必要である。ケアの社会化とは、これまで家族が担ってきたケアを家族以外の人が担うことで、ここでは国家福祉によって担われることを想定する。ケアの社会化を進めることによって、家族は「主な」ケアの担い手から降りることができる。(辻 2012:22-23) ケアの社会化が不十分な状況では、ケア労働はできるだけ家族で行うべきで、社会化されたケアは使うべきではないという価値観が生じ、ケアの多くは本人達に関わらず家族が担うことになってしまう。現在の日本はこのような状況であり、家族は自分達でケアの費用を賄い、ケア労働を担うという選択しか用意されていない。「ケアする権利」と「ケアしない権利」の保証がないまま、「ケアする義務」のみが強調されているのである。(上野 2012:19-20) 家族を「主な」ケアの担い手から解放するには、ケアの社会化が必要になっている。

4. 1. 1 ケア労働の社会化とケア費用の社会化

ケアの社会化には、ケア労働の社会化とケア費用の社会化の2つの種類がある。まず、ケア労働の社会化は、公的サービスを拡大することで家族のケアを直接福祉が担う方法である。これは、「ケアしない権利」を家族成員に保証する。(上野 2009:19-21) 保育の整備や介護の外部委託の拡大などがそれにあたる。一方、ケア費用の社会化は、ケアを行う家族への給付を行い、ケアにかかる費用を福祉が担う方法だ。これは、「ケアする権利」を家族成員に保証する。(辻 2012:24) 具体的には、子どもを持つ親に支給される児童手当や、ケア中の所得を保障する育児介護休業制度などが挙げられる。(辻 2012:123)

ケア労働の社会化はこれまで家族が担っていた福祉の負担を軽減する効果を持つ。それに対してケア費用の社会化は、ケアを担う家族の存在を無視せず、家族内でのケアも外部委託したケアと同様に労働として認める力を持つ。また、低所得の女性が家族ケアを担当する傾向が強いという現実を考えると、家族ケアに関する所得保障として考えることもできるだろう。(辻 2012:24) では、これらの2種類のケアは、どのように社会化していくのが良いだろうか。2項で検討する。

なお、1章で用いた福祉レジームの類型では、自由主義レジームがケア労働の社会化、保守主義レジームがケア費用の社会化、社会民主主義レジームが両方の社会化を行っている。(辻 2012:95) ただし、本論文では家族と福祉について考察するため、ケア労働の社会化は、自由主義レジームのような市場による代替ではなく、国家福祉による代替を想定する。

4. 1. 2 家族をケアの「主な」担い手から解放するには

家族をケアの主な担い手から解放するためには、ケアの2つの社会化をどのように進めるのが良いか、検討する。

まず、2つの社会化のうち、ケア費用の社会化だけでは家族のケアの担い手としての負担は改善できない。ケアを家族以外が担うという選択肢を増やさないまま、ケア労働に対して現金を給付することになるため、かえってケアに縛り付け、「ケアする義務」のみ課すことになるからである。(上野 2012:19-20) 保守主義レジームがケア費用の社会化のみ行っていることから、ケア費用の社会化だけでは家族を重視した福祉から脱却できないことがわかるだろう。従って、家族をケアの担い手から解放するには、ケア労働の社会化のみ行いか、ケア労働とケア費用の社会化を並行して行いか、どちらかの方法をとる必要がある。

ここで、2000年から始まった介護保険制度を参照する。実際にこの制度の成立に当たり、ケア費用の社会化の導入について論争が起こった。(齋藤 2017:68-70) まず、両方の社会化を主張したグループは、選択の自由と経済的コストの補填を理由に挙げた。選択の自由とは、被保険者が「介護しない権利」と「介護する権利」のどちらも持ち、選択できるようにすべきだというものだ。公的サービスを拡充しケア労働を社会化することで、「介護しない権利」を保証する。同時に、介護を家族で担っても不公平なく現金給付を受けられるようにすることで、「介護する権利」も保証する。社会保険方式で保険料を徴収する以上、どちらを選んでも給付されるのが公平性の観点から望ましいとした。また、経済的コスト補填とは、介護によって退職し、収入が減少するようなケースについて、収入減を補填すべきだというものだ。現状は家族が介護しているケースが大半であり、直ちにそれが変わることはないため、その現状を無視せず、何らかの給付を行わなければならないとする。(辻 2012:96-98)

ケアの社会化の理想は、この「両方の社会化」だと考える。ケア労働の社会化だけでは、ケアに従事する女性の労働を労働として認めていないことになり、「ケアする権利」が保障されない。一方ケア費用の社会化だけでは、家族がケアを担うことが前提となってしまう、「ケアしない権利」が保障されない。社会化が両方とも進んでいる場合は、家族は自らケアを行うかサービスを利用するかを自由に選択することができ、「ケアする権利」と「ケアしない権利」の両方が保証された状態が生まれる。(辻 2012:24)

しかし、同時に両方を社会化することには課題が伴う。介護保険成立時に、ケア労働の社会化に絞るべきだと主張したグループは、家族介護への現金給付は介護労働の社会化を妨げるとして批判した。現金を受け取ることにより、「貰っているのだから」と家族介護が固定化されることを恐れたのである。また、現金支給の制度化によって現物サービスの拡大が十分に図られなくなる恐れも指摘した。(辻 2012:96-98)

両方の社会化によって保証されるとされた選択の自由には、そもそも被保険者が介護サービスの利用を「選ぼうと思えば選べる」環境であることが前提として必要なのである。介護サービスを利用できない環境や、できるだけ使わないほうが良いとされる環境では、選択

の自由は保障されない。しかし日本では、「ケアする/しない権利」の保障はされておらず、「ケアする義務」のみが強調されている現状がある。その中で、経済的コストの補填の提唱をすることは、現段階での家族のケア負担を黙認していることとなり、「ケアしない権利」の保証を妨げる。(辻 2012:96-97)「選ぼうと思えば選べる」環境が整備されないまま「ケアする権利」が現れることは、ケア費用の社会化のみを行うことと大差ない。「ケアする義務」の強化に繋がることは避けられないだろう。

従って、現在の日本のように、家族がケアの担い手とみなされ、男性稼ぎ主モデルの下でケア労働とケア費用の両方の負担をしている現状では、「ケアする権利」を提唱する前に、「ケアしない権利」の保証を十分に確保し、する/しないの権利行使ができるような環境整備をする必要がある。(辻 2012:97)

具体的な方法としては、介護保険制度や保育園などの、今あるケア労働の社会化の仕組みを拡大することが考えられる。社会保障給付費において、介護と児童の関係の支出が少ないことは1章に述べた。現在介護保険制度は、度重なる改正でケアの社会化が縮小されつつある。(齋藤 2017:77-79) 保育園に入れない待機児童の問題も未解決である。社会保障給付費の多くは年金と医療が占めており、これらの削減の難しさは考えられるが、ケア労働を社会化する仕組みとして、介護や児童関係の給付を増加することは検討する必要があるだろう。また、日本はスウェーデンやフランスなどと比較して、家族関係支出の多くを現物支給ではなく現金支給が占めている。2016年の現物支給率は、日本で35%、スウェーデンで58%、フランスで55%だ。²³現物支給を増やし、ケア労働の社会化を進める必要があるだろう。最後に生活保護制度では、扶養紹介を廃止して、家族による助け合いと福祉の優先順位を逆転し、制度利用を妨げないようにする必要がある。

これまで日本では、ケアの主な担い手を家族とみなし、国家による福祉はそれを補填する役割にすぎないと考えられてきた。しかし、上記のような例を通してケア労働の社会化をすすめることで、福祉がケアの主な担い手となり、家族は「ケアする/しない権利」を自由に行使することができるようになるのではないだろうか。

4. 2 個人単位の福祉

4. 2. 1 個人単位の福祉と課題

次に、男性稼ぎ主モデルを脱却するには、個人単位の福祉にする必要がある。現在の税制や社会保障制度では、扶養という形で対象が家族単位に設定されている。家族単位の福祉の下では、家族の代表者が他の家族成員の社会権を代表して給付を受けることとなり、家族成員間の依存関係や、稼ぎ主としての男性の位置づけが強められる。(辻 2012:1) また、これらの制度は男性稼ぎ主モデルを維持させる効果を持ち、そのことが女性の自立の障害に繋がることは3章で確認した。男性稼ぎ主モデルの家族のみが得をする制度は、そうでない家

²³ 内閣府「家族関係支出の拡充の考え方」https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/future/1028/haifu_02.pdf (2020/01/29)

なお、家族関係支出の対GDP比自体も、スウェーデンとフランスは日本の約2.8倍になっている。

族を困難へも導く。

従って、家族単位での社会保障の仕組みを廃止し、個人単位の仕組みにしていく必要がある。そうすることで、誰かが家族を代表して給付を受けるということもなく、また、男性稼ぎ主モデルの方が得になるということもなくなる。就労の際の上限が撤廃されることや、専業主婦であっても社会保障において個人として扱われることは、女性の自立に繋がるだろう。また、共働き家族や法律婚以外の家族など、「ふつう」から離れた家族も制度を利用することができる。例えば、1節で参照した介護保険制度は、高齢者個人単位で支給されたことで、家族からの介護が受けられない人も介護を受けられるようになった。²⁴個人単位の福祉は、男性稼ぎ主モデルを前提とすることで排除されてきた人々が、福祉を享受することに繋がる。(田中 2017:164)

しかし、ここで女性の自立について1つ問題がある。それは、現在男女の労働環境が不平等であり、それによって社会保障も不平等になっているということである。現在の社会保障は、労働に直結したものになっている。例えば年金保険では、全国民共通の国民年金の上に、被用者は厚生年金が上乘せされる。自営業者の利用できる制度もあるが、専業主婦(夫)が個人で使える制度は国民年金以外にない。厚生年金の額も、報酬比例の年金額に加給年金などを加えた額とされており、報酬に応じて変化する。また、非正規雇用労働者は社会保険の利用に制限がある。

先に述べたように、2018年における非正規雇用率は、女性で56.1%、男性で22.2%と、男女で差がみられる。また、2018年の「男性一般労働者の給与水準を100としたときの女性一般労働者の給与水準」は73.3%で、正規雇用者に絞っても75.6%に過ぎない。その差は縮小傾向にあるものの、この10年でわずか5%ほどしか変化していない。²⁵

このように、男女の労働格差があり、格差が社会保障に直結する仕組みを維持したまま、税制における控除や第三号被保険者制度を廃止しても、女性の自立は十分に担保されないだろう。報酬においても社会保障においても男性が優位に立つ環境を維持することで、女性は不利な立場に置かれる。男女のカップルから成る家族では、女性がこれまで通りのケアとこれまで以上の労働を担う状況が生み出される可能性すらある。

4. 2. 2 男性稼ぎ主モデルを想定した福祉を脱却するには

男女に労働格差のある現状で、男性稼ぎ主モデルを脱却するには、どのような福祉を行う必要があるだろうか。ここで、「ベーシックインカム」という考え方を参照する。

ベーシックインカムとは、「就労しているかどうか、所得はどの程度あるかを考慮せず、すべての国民に一律に一定水準の現金給付をおこなうとする考え方」(宮本 2009:123)のことをいう。給付の水準や条件など様々な方法が提唱されているが、これまであった各種の社会保障システムを全て一本化してしまうというのが基本的な考え方である。つまり、労働と

²⁴ 先に述べたように、介護保険制度のケア労働の社会化は縮小されつつある。例えば、同居家族がいる場合に介護認定が受けられないようにするなどの変更が行われている。(齋藤 2017:77-79)

²⁵ 男女共同参画局 男女共同参画白書「男女間所定内給与格差の推移」

http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r01/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-02-10.html (2019/12/14)

社会保障を完全に切り離す方法だ。ベーシックインカム考え方では、全ての人に同じ額が同じ頻度で、あるいは人生のある一点で支給される。収入の多少や労働の有無、形態などはその額に影響を及ぼさない。(宮本 2009:123-124) このように、労働と社会保障を切り離すことで、労働の場における男女の格差が社会保障における格差に直結することは避けることができる。また、ベーシックインカムは個人を対象に行われる。従って、男性稼ぎ主モデルの下でケアを担う女性にも、一定程度の所得が保障されることになり、自立を促進することに繋がるだろう。ベーシックインカムのように、労働と社会保障を完全に切り離し、個人単位の福祉を行うことは、男性稼ぎ主モデルを想定した福祉から脱却する手掛かりになると考えられる。

ベーシックインカムの導入のほかにも、現在の日本の福祉を改善する方法は考えられる。例えば、年金制度の第三号被保険者制度をなくし、個人単位にする。その上で、報酬比例で給付される厚生年金をなくし、国民年金を増額することも考えられるだろう。また、生活保護制度では、世帯単位の給付や扶養の照会をなくすことで、個人単位の給付を行うことができる。他にも、児童手当や児童扶養手当などの手当を、本人に支給し、親の収入の多少を問わず一律に給付することなどが考えられる。

これらの方法は、家族や労働の形態、有無に関わらず、個人が福祉にアクセスできる仕組みであり、女性の自立促進や、男性稼ぎ主モデルや法律婚以外の家族を肯定することに繋がる。これまで日本は、家族単位の福祉を行うことで、男性稼ぎ主モデルを強制し、女性にケアを担わせてきた。今後は、労働と切り離した個人単位の福祉を行うことで、女性の自立を促進し、男性稼ぎ主モデルを含めた全ての家族の形を認める必要があるだろう。

以上、家族を重視した福祉から脱却するために、「家族を主なケアの担い手とする」、「男性稼ぎ主モデルを想定している」の2つの特徴に分けて、その脱却方法を論じた。前者は、家族が現在担っているケア労働を社会化することで脱却を図る。この際、ケア費用の社会化の促進は、ケアする/しないの選択の自由を確保するために、ケア労働の社会化が十分に済んでから進めていく必要がある。また後者は、個人単位の福祉を行うことで脱却を図る。この際には、女性の自立を十分に確保するために、労働とは切り離された福祉を行う必要がある。

もちろん、ケア労働の社会化と個人単位の福祉は、どちらも完璧に実践することはできないだろう。例えば、子育てが完全に社会化し、「子ども牧場」のような状態が作られることは考えにくい。(上野 2009:15) また個人単位の福祉を行っても、子どもや重度障害者など、権利の行使が難しい場合は家族がそれを代わる可能性が大きい。しかしこれらは、家族によるケアや男性稼ぎ主モデルを当然とみなす状態から脱却する手掛かりにはなるだろう。例えば、家族が困ったときにいつでもケアを代替できるシステムは作ることができるし、家族ではなく後見人が権利行使を代替することもできる。このように、家族を重視した福祉から脱却するためには、ケアの社会化と個人単位の福祉の拡大を図ることが有効だと考えられる。

5. 家族とは何か

4章まで、日本の家族を重視した福祉の特徴や成立過程、問題点を確認し、脱却の方法を模索した。そのうえで、本章では改めて「家族とは何か」を問う。1章で述べたように、日本の福祉は、「ケアの主な担い手」であり、「男性稼ぎ主モデル」である家族を前提に成立してきた。従って、これまでの福祉から脱却し、ケアの社会化と個人単位の福祉という新しい福祉を目指した場合、新しく前提となる家族像が作られる。(辻 2012:3) 本章では、「主なケアの担い手」、「男性稼ぎ主モデル」という2つの特徴を持った家族に代わる、新しい家族の形を模索し、本論文のまとめとする。

第一に、個人単位の福祉を目指すことにより、福祉は「男性稼ぎ主モデル」以外の様々な家族を、家族として想定できる。「男性稼ぎ主モデルを想定する」福祉から、「すべての家族の形を想定する」福祉へ移行することができるからだ。第二に、家族は「主なケアの担い手」でもなくなる。家族は「ケアする/しない」の選択をできるようになり、主なケアの担い手は国家福祉になるからだ。では、「主なケアの担い手」としての役割を失った家族には、どのような役割が残るのだろうか。

近代以降の家族には、①国家体制の維持②プライバシーの維持③労働の再生産④生活保障機能の代替という4つの役割を課せられていた。(布施 1994:72-84) (上野 2009:12-13) まず、家族は政治的に利用され、「国家体制の維持」を助けていた。2章では、第二次世界大戦において家父長制が利用されたことを示した。また、戦後は高度経済成長を支えるために意図的に男性稼ぎ主モデルが敷かれている。「プライバシーの維持」は、公的権力の介入からの砦としての役割を果たしていた。一方で、市民社会のルールが適用されない無法地帯でもあり、家族内で起こる問題が事件として認識されにくいという問題もあった。(上野 2009:14) 「労働の再生産」としての機能は、夫婦の性的な繋がり親子のケアの繋がりで見られる。夫婦の性的な繋がりが家族の前提とされ、親には子を新たな労働力として産み、育てることが求められていた。(上野 2009:8-9) このうちの親子のケアの繋がり、後の「生活保障機能の代替」は、本論文で述べてきた「主なケアの担い手」としての役割に一致する。

家族が近代国家によって担わされてきたこれらの役割は解消されつつある。例えば、「プライバシーの維持」は、個人のレベルまで範囲を狭めた再定義がなされようとしている。虐待やドメスティック・バイオレンスなど、家族内で起こる問題への介入が増えてきていることから、変化が伺えるだろう。(上野 2009:13) また、「労働の再生産」のうち、夫婦の性的な関係も崩壊しつつある。法律婚に絞ってみても、第二次世界大戦前には10万件に満たなかった離婚件数が、現在では20万件を超えている。また、全婚姻件数に対する再婚件数の割合は、夫19.5%、妻16.7%となっている。近代家族は、性的な関係とケアの関係が重複しており、遺伝子上の親が育ての親でもあることを前提としていた。しかし、現在の夫婦の性的な関係は持続性と安定性に欠けており、ケアの関係と必ずしも一致していない。(上野 2009:9) このように、家族は既に近代以降課せられてきた役割を失いつつあり、「主なケアの担い手」としての役割を失った家族は、それらのほとんどを失ったことになる。

新しい福祉が想定する家族として、第一に考えられるのは、完全に個人化した状態(家族

を想定しない) ということである。3 章で指摘した家族を重視することの問題を考えれば、家族が解体することのメリットは大きいだろう。ケアは社会化され、福祉は個人単位で行われる。そうすることによって、負担の軽減や自立の促進、多様な生き方の肯定、福祉利用の促進の全ての問題が解決する。

しかし、家族を完全に解体することは難しいだろう。唯一、「ケアの主な担い手」となった国家が担いきれなかった部分を補う、最小限のケアの機能が残るからである。4 章で述べた通り、いくらケアを社会化しても、子どもを育てるという機能は残り、個人化を進めても、権利を代替する必要は残る。子どもや高齢者など、「依存的な他者」(上野 2009:9) を内包している限り、親子のケアの関係と生活保障の機能はなくなるらないのだ。言い換えると、最終的に残る家族の役割は「最小限のケアの担い手」としての役割だといえる。

現在、血縁や愛情などを前提としてた「家族」という集団が先に存在し、そこにケアの役割が事後的に付与されている。では、反対に、「最小限のケアの担い手」としての役割を持った集団を「家族」と呼ぶことはできないだろうか。公的福祉が担いきれないケアの担い手が必要なのであれば、その担い手をあとから家族と呼ぶこともできるはずだ。(上野 2009:20-22) その関係は、必ずしも血縁や居住の同居に限る必要はない。また、性的な繋がりや愛情を伴う必要もない。例えば、複数の大人がケアを共に支える仕組みなどが想定できる。その際、血の繋がった者は、家族に所属してもしなくても良い。(牟田 2009:73)

「家族とは何か?」という問いに対し、人々は様々な答えを示す。その答えは、複数の当事者の間で必ずしも一致せず、環境による変化もみられる。(藤見 2009:11) 人々が血縁や愛情による繋がりをどこに見出だすかに関わらず、それらによらない、「最小限のケアを担う」という事実に基づいた繋がりを家族とみなす。そうすることで、人々は血縁や愛情をもとにした繋がりと、ケアをもとにした繋がりを、自由に選び取ることができるようになるのではないだろうか。これまで、家族を重視した福祉の下、一定の家族のモデルが重視され、強制されてきた。家族の繋がりは時に人々を苦しめるものでもあった。それは、家族という逃れられない集団が先に存在し、後からケアが担わされていたからだ。しかし、ケアを担う集団を後から家族と呼ぶことで、人々は自分なりの家族を自由に選び取ることができるようになる。そのことは、家族を重視した福祉の下でみられた様々な問題の解決を、力強く後押しできるのではないだろうか。

おわりに

本論文では、福祉が家族を重視するようになった経緯を明らかにすること、家族を重視した福祉からの脱却方法を考察することという 2 つの目的で、日本の福祉の特徴や成立過程、問題について調査し、脱却の方法を検討した。またその上で、家族とは何か、私論を述べた。日本は家族を重視した福祉を行っており、「家族を主なケアの担い手としている」、「男性稼ぎ主モデルを想定している」という 2 つの特徴を持っていた。これらの特徴は西欧諸国とは異なる道を選んだ日本独自の歴史の中で生まれたものであり、それぞれに問題や限界を抱えている。その上で結論として、「ケア労働の社会化」と「労働と切り離れた個人単位の福

祉」の2つを脱却方法に挙げた。また最後に、「最小限のケアの担い手」を「家族」とみなすことで、人々が家族を自由に選び取る可能性について述べた。

一方で、残された課題もある。第一に、本論文では政策の実現性には触れず、日本の福祉の目指すべき姿を提示するにとどまった。従って「ケア労働の社会化」と「労働と切り離した個人単位の福祉」の2つを家族を重視した福祉の代替案として結論付けるにあたり、金銭面や国民の理解など、実現に際して障害となるような事柄には触れられていない。具体的にどのように実現するか根拠づけることができれば、現在行われている福祉の代替案としてより強固なものになるのではないだろうか。第二に、「家族」という呼び名の持つ意味や歴史について触れていない。第2章で述べた近代以前の家族の歴史では、集団を「家族」ととらえ始めたのはいつか、調査することができるだろう。また、第5章で述べた「最小限のケアの担い手」としての集団は、必ずしも「家族」という呼び名である必要はないかもしれない。これらの残された課題は、後の研究テーマとして検討することとする。

現在、家族を重視した福祉は様々な問題や限界を抱えている。それにも関わらず、憲法24条の改正案として、「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。」という条文の追加が提示されるなど、現在も家族を重視する傾向はみられている。先行きが不安ではあるが、今後一刻も早く、日本が家族を重視した福祉から脱却する方向に進むことを願っている。

参考・引用文献

- 浅野富美枝, 2011, 「現代 多様化する家族と結婚のかたち」. 服藤早苗監修『歴史の中の家族と結婚: ジェンダーの視点から』森話社
- 石崎昇子, 2011, 「近代 都市家庭の形成と結婚観の変化」. 服藤早苗監修, 2011, 『歴史の中の家族と結婚: ジェンダーの視点から』森話社
- 伊集院葉子, 2011, 「古代 共同体に育まれる家族」. 服藤早苗監修, 2011, 『歴史の中の家族と結婚: ジェンダーの視点から』森話社
- 岩上真珠, 2013, 『ライフコースとジェンダーで読む家族 [第3版]』有斐閣
- 上野千鶴子, 2009, 「家族の臨界—ケアの分配公正をめぐる—」. 牟田和恵編『家族を超える社会学 新たな生の基盤を求めて』新曜社
- 埋橋孝文編, 2013, 『福祉+α④ 生活保護』ミネルヴァ書房
- 大山治彦, 2016, 「現代家族とジェンダー・セクシュアリティ」. 松信ひろみ編著『近代家族のゆらぎと新しい家族のかたち』八千代出版
- 落合恵美子, 2013, 「近代世界の転換と家族変動の論理」. 『社会学評論』64 巻 4 号
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsr/64/4/64_533/_pdf/-char/ja (2019/12/19)
533-552
- 柏木ハルコ, 2016, 『健康で文化的な最低限度の生活 (4)』小学館
- 金子光一, 2005, 『社会福祉のあゆみ』有斐閣

菊地英明, 2013, 「公的扶助への社会学的接近—生活保護と家族モデル」. 埋橋孝文編『福祉+α④ 生活保護』ミネルヴァ書房

菊地真理, 2016, 「離婚、ひとり親とステップファミリー」. 松信ひろみ編著『近代家族のゆらぎと新しい家族のかたち』八千代出版

鬼頭宏, 2000, 『人口から読む日本の歴史』講談社

栗山圭子, 2011, 「中世 「家」 成立の時代」. 服藤早苗監修, 2011, 『歴史の中の家族と結婚：ジェンダーの視点から』森話社

厚生労働省, 「平成 28 年 国民生活基礎調査の概況 II 各種世帯の所得等の状況」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/03.pdf>
 (2019/12/15)

_____, 「平成 28 年 国民生活基礎調査の概況 VI 介護の状況」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/05.pdf>
 (2019/12/15)

_____, 「平成 29 年人口動態統計（報告書） II 人口動態調査結果の概況」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/houkoku17/dl/02.pdf>
 (2019/12/16)

国立社会保障・人口問題研究所, 「社会保障費用統計（平成 29 年度）」
http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/fsss-h29/fsss_h29.asp (2020/01/29)

後藤哲男, 2018, 「低所得者に対する支援と生活保護制度」. 社会福祉士試験対策研究会『社会福祉士・精神保健福祉士 完全合格テキスト 共通科目 2019-2020 年版』翔泳社

今野信雄, 1988, 『江戸子育て事情』築地書館

齋藤曉子, 2017, 「家族と介護」. 永田夏来・松木洋人編著『入門家族社会学』新泉社

佐々木貴雄, 2018, 「社会保障」. 社会福祉士試験対策研究会『社会福祉士・精神保健福祉士 完全合格テキスト 共通科目 2019-2020 年版』翔泳社

笹沼弘志, 2018, 「日本社会を蝕む貧困・改憲と家族—24 条「個人の尊厳」の底力」. 中里見博編『右派はなぜ家族に介入したがるのか：憲法 24 条と 9 条』大月書店

品田知美, 2004, 『＜子育て法＞革命』中央公論新社

社会福祉士試験対策研究会, 2018, 『社会福祉士・精神保健福祉士 完全合格テキスト 共通科目 2019-2020 年版』翔泳社

新川敏光, 2015, 「総論 福祉レジーム論の視角」. 新川敏光編『福祉+α⑧ 福祉レジーム』ミネルヴァ書房

_____, 安周永・林成蔚, 2015, 「第 1 章 日韓台の家族主義レジームの多様性」. 新川敏光編『福祉+α⑧ 福祉レジーム』ミネルヴァ書房

_____, 2015『福祉+α⑧ 福祉レジーム』ミネルヴァ書房

_____, 2011, 『福祉レジームの収斂と分岐：脱商品化と脱家族化の多様性』ミネルヴァ書房

総務省統計局, 「平成 27 年国勢調査 就業形態等基本集計結果 結果の概要」
<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/kekka/kihon2/pdf/gaiyou.pdf>
 (2019/12/15)

_____, 「平成 28 年 社会生活基本調査の結果 生活時間に関する結果」
<http://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/pdf/gaiyou2.pdf> (2019/12/19)

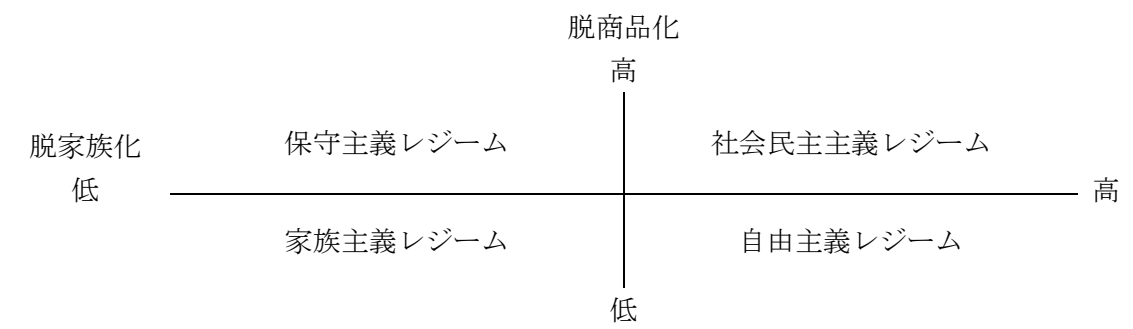
_____, 「最近の正規・非正規雇用の特徴」
<https://www.stat.go.jp/info/today/097.html> (2019/12/8)

- _____, 「労働力調査（詳細集計）平成 30 年（2018 年）平均（速報）」
<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/nen/dt/pdf/index1.pdf> (2019/12/16)
- 袖井孝子, 1997, 「女性の二重役割とジェンダー・エクイティ」. 『日本家政学会誌』48 巻 1 号 https://www.jstage.jst.go.jp/article/jhej1987/48/1/48_1_91/_pdf/-char/en (2020/01/27)
- 高柳瑞穂, 2018, 「現代社会と福祉」. 社会福祉士試験対策研究会『社会福祉士・精神保健福祉士 完全合格テキスト 共通科目 2019-2020 年版』翔泳社
- 立石直子, 2018, 「「家」から憲法 24 条下の家族へ」. 中里見博編『右派はなぜ家族に介入したがるのか：憲法 24 条と 9 条』大月書店
- 田中慶子, 2017, 「家族とお金と愛情」. 永田夏来・松木洋人編著『入門家族社会学』新泉社
- 男女共同参画局, 「男女共同参画白書 就業をめぐる状況」
http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r01/zentai/html/honpen/b1_s02_01.html (2019/12/8)
- 辻由希, 2012, 『シリーズ現代の福祉国家⑩ 家族主義福祉レジームの再編とジェンダー政治』ミネルヴァ書房
- 土屋葉, 2004, 『障害者家族を生きる』勁草書房
- 利谷信義, 2005, 「現代家族と家族政策」. 早稲田大学比較法研究所編『日本法の国際的文脈—西欧・アジアとの連鎖—』早稲田大学比較法研究所
- 内閣府, 「家族関係支出の拡充の考え方」https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/future/1028/haifu_02.pdf (2020/01/29)
- 中里見博, 2018, 『右派はなぜ家族に介入したがるのか：憲法 24 条と 9 条』大月書店
- 長島淳子, 2011, 「近世 嫁入り婚と小家族の展開」. 服藤早苗監修, 2011, 『歴史の中の家族と結婚：ジェンダーの視点から』森話社
- 永田夏来・松木洋人, 2017, 『入門家族社会学』新泉社
- 野田潤, 2017, 「家族の近代化と子育ての変容」. 永田夏来・松木洋人編著『入門家族社会学』新泉社
- 服藤早苗, 2011, 『歴史の中の家族と結婚：ジェンダーの視点から』森話社
- 藤間公太, 2017, 「離婚, 再婚と子育て」. 永田夏来・松木洋人編著『入門家族社会学』新泉社
- 本多真隆, 2017, 「ポスト工業化社会への移行から考える家族と政治」. 永田夏来・松木洋人編著『入門家族社会学』新泉社
- 布施晶子, 1994, 『人間の歴史を考える⑤ 結婚と家族』岩波書店
- 松木洋人, 2017, 「日本社会の家族変動」. 永田夏来・松木洋人編著『入門家族社会学』新泉社
- 松島涼, 2016, 「家族と暴力」. 松信ひろみ編著『近代家族のゆらぎと新しい家族のかたち』八千代出版
- 松田茂樹, 2016, 「現代家族の子育て事情」. 松信ひろみ編著『近代家族のゆらぎと新しい家族のかたち』八千代出版
- 松信ひろみ, 2016, 「現代家族と家族政策」. 松信ひろみ編著『近代家族のゆらぎと新しい家族のかたち』八千代出版

- _____, 2016, 『近代家族のゆらぎと新しい家族のかたち』八千代出版
- 宮本太郎, 2009, 『生活保障 排除しない社会へ』岩波書店
- 牟田和恵, 2006, 「フェミニズムの歴史からみる社会運動の可能性 : 「男女共同参画」をめぐる状況を通しての一考察」. 『社会学評論』57 卷 2 号 https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/68072/ShakaigakuHyonron_57_292.pdf (2019/12/19) 292-310
- _____, 2009, 「ジェンダー家族のポリテイクスー家族と性愛の「男女平等」主義を疑う」. 牟田和恵編『家族を超える社会学 新たな生の基盤を求めて』
- _____, 2009, 『家族を超える社会学 新たな生の基盤を求めて』新曜社
- 湯浅誠, 2009, 『反貧困—「すべり台社会」からの脱却』岩波書店
- 早稲田大学比較法研究所, 2005, 『日本法の国際的文脈—西欧・アジアとの連鎖—』早稲田大学比較法研究所
- Andersen Esping, 1999, “Social Foundations of Postindustrial Economics”, Oxford University (=渡辺雅男・渡辺景子訳, 2000, 『ポスト工業経済の社会的基礎 市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店)
- OECD, “Share of births outside of marriage”, “Family Database”
http://www.oecd.org/els/family/SF_2_4_Share_births_outside_marriage.pdf
(2019/12/16)

図表

図 1－1 福祉レジームの 4 類型



出典：辻 2012:22

表 1－1 各レジームの特徴

	社会民主主義 レジーム	自由主義 レジーム	保守主義 レジーム	家族主義 レジーム
脱商品化	高	低	高	低
脱家族化	高	高	低	高
ケア費用の社会化	高	低	高	低
ケア労働の社会化	高	高	低	低
支援対象となる家族	多様	多様	男性稼ぎ主モ デル	男性稼ぎ主モ デル
国	北欧諸国	アングロサク ソン諸国	大陸ヨーロッ パ諸国	南欧諸国 東アジア諸国

出典：辻 2012:31